

# 市村記念体育館利用料金表（平成26年4月1日より）

## （施設利用料）

区分		利用料				
		4時間利用 9時～13時 13時～17時 17時～21時	8時間利用 9時～17時 13時～21時	12時間利用 9時～21時	2時間利用 21時～23時	1時間ごとの 超過利用料
全部利用	体育 (プロスポーツを除く。 以下同じ)	2,900	5,800	8,700	1,450	1,110
	文化	8,280	16,560	24,840	4,140	3,130
	その他の利用	23,300	46,600	69,900	11,650	8,730
2分の1 利用	体育の為の利用	1時間当たり 440円				

- (注) 1 超過利用料及び2分の1の利用における利用料の算定については、超過時間及び2分の1利用の時間で1時間未満のもの又は1時間未満の端数は、1時間に切り上げます。
- 2 次の表の「区分」欄に該当するときは、「利用料」欄に定める額に次の表の「加算額」欄に定める額を加算した額を徴収します。

区分	加算額
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に、文化の為の利用又はその他の利用をする場合	「利用料」欄に定める額に10分の2を乗じて得た額
体育のための利用又は文化のための利用で入場料を徴収する場合	最高入場料に50を乗じて得た額
その他の利用で入場料を徴収する場合	最高入場料に150を乗じて得た額
許可を得て物品販売を行う場合	一店舗1日につき、5,150円
その他の利用で営業の宣伝その他これに類する目的のために利用する場合 (入場料を徴収しない場合に限る)	「利用料」欄に定める額に10分の10を乗じて得た額

- (注) 入場料を徴収する場合とは、利用者が入場者から名目のいかんを問わず事実上、入場料を徴収することをいう。

## （附属設備利用料）

区分		単位	利用料
照明設備	競技場	全部点灯	1時間につき 1,200
		2分の1点灯	1時間につき 600
		3分の1点灯	1時間につき 400
冷暖房設備	競技場	冷房設備	1時間につき 3,390
		暖房設備	1時間につき 3,620
	集会場	冷・暖房設備	1時間につき 130
舞台装置	舞台		1式 2,410
	補助舞台(A)		1式 3,010
	補助舞台(B)		1枚 110
	金びょうぶ		1双 2,410
	ピアノ(A)		1台 4,830
	ピアノ(B)		1台 1,200
照明および音響器具	放送設備		1式 3,250
	エレベータ・マイク		1本 1,200
	照明器具		1式 6,050
	ピン・スポットライト		1台 1,800
	スポットライト(1KW)		1台 460
	スポットライト(500W)		1台 240
その他の設備	楽屋		1室 710
	集会室		1室 710
	浴室		1室 1,570
	シャワー室(温水)		1室 1,570
	長机		1台 50
	補助椅子(3人用)		1台 30
	補助椅子(1人用)		1台 10
	持込照明器具		1式 1,690
	持込音響器具		1式 1,690
	電光得点表示装置		1組 950

- (注) 1 照明設備及び冷暖房設備を利用する場合において、利用時間で1時間未満のもの又は1時間未満の端数は、1時間に切り上げます。
- 2 舞台装置、照明及び音響器具及びその他の設備(補助いすを除く。)の利用料は、1区分(9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までのそれぞれの時間帯ごとの区分をいう。)ごとの利用料です。
- 3 補助椅子の利用料は、1日(9時から21時までをいう。)当たりの利用料です。